

平成 30 年

第 8 回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成30年 第8回 <u>定例</u> 臨時委員会 議事録		
委員会 日程		会場
開会日時	平成30年5月28日 午前・ <u>後</u> 3時00分	佐渡市役所 畑野行政サービスセンター4階 会議室
閉会日時	平成30年5月28日 午前・ <u>後</u> 5時17分	
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分	
出席者	欠席委員	会議録署名委員
教育長 渡邊 尚人		仲川 正道
1番委員 佐藤 辰夫		中村 友子
2番委員 仲川 正道		
3番委員 中村 友子		
4番委員 信田 恵子		
議案説明のため出席した職員		
学校教育課 課長 山田 裕之 管理主事 濱田 晴明 課長補佐 伊藤 賢治 総務係長 飯田 誠 総務係主任 佐藤 若菜 学事指導係主任 高橋 輝臣	社会教育課 課長 渡辺 竜五 課長補佐 高野 博明 課長補佐 柳澤 正二 ジオパーク推進室長 斎藤 辰弥	
傍聴人	有 <u>無</u>	
報告の要旨	「議事の概要」のとおり	

会議で行った選挙の結果
なし

会議に付議した事件の題目		
議案第 38 号 佐渡市スポーツ推進審議会員の委嘱に係る専決処理について 議案第 39 号 佐渡市ジオパーク推進指導員設置要綱の一部を改正する告示の制定について 議案第 40 号 佐渡市学校運営協議会規則の制定について		
協議事項		
1 ICT を活用した教育（ICT 教育）の必要性と可能性について 2 不登校児童生徒への対応について		
報告事項		
1 平成 29 年度佐渡市小中学校 NRT の結果について 2 学校情報について 3 請願書について		
その他		
次回定例会の開催日等		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

・ 渡邊教育長	◎本定例教育委員会は、午後 3 時 00 分から開催した。
・ 渡邊教育長	・ ただいまから平成 30 年第 8 回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。 ・ 初めに、日程第 1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、仲川委員と中村委員の 2 名を指名いたしますので、よろしくお願ひします。 ・ 初めに、議案第 38 号及び報告事項 2 については、人事及び個人情報に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いします。
・ 委員全員 ・ 渡邊教育長	・ 挙手 ・ ありがとうございます。それでは、議案第 38 号及び報告事項 2 を秘密会とすることといたします。 ・ 【秘密会】
・ 渡邊教育長	・ これより採決いたします。本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
・ 委員全員 ・ 渡邊教育長	・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 38 号「佐渡市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る専決処理について」は原案どおり承認されました。
・ 渡辺 社会教育課長	・ 日程第 3、議案第 39 号「佐渡市ジオパーク推進指導員設置要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。 ・ では、議案第 39 号についてご説明いたします。 ・ 佐渡市ジオパーク推進指導員設置要綱の一部を改正する告示の制定でございます。 ・ 要綱の改正ということになりますので、新旧対照表でご説明いたします。1 つが、1 条、2 条の下にございますように、支援員の委嘱から指導員の委嘱になっておりますが、これにつきましては支援員という言葉自体が本体の嘱託職員の設置の条例等にも記載されておらず、私どもの間違いで要綱ができていたと判断しております。指導員という形で正しく直させていただいたというところでございます。 ・ 主な変更につきましては、その下、サービスの 4 条ということになります。旧の要綱では、4 条の 2 項として、「原則として 1 週のうち 4 日勤務しなければならない」となっております。それを実際には毎週 5 日勤務しておる状態が勤務形態でございました。その中で、原則として 4 日勤務という言葉はこの要綱に、現在の勤務状態からすると適切ではないと監査等の指摘を受けまして、サービスとして「原則として午前 8 時半から午後 5 時までとし、休憩時間を除き 1 週間について 37 時間 30 分とする。」というところで、これにつきましては 5 日間ということになると思います。このように形を変えさせていただいたものでございます。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託職員任用規程につきましても、原則として勤務時間につきましては1週間について37時間30分を超えない範囲において市長が定めると記載されておりますので、この形が適切だろうと考えております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただいまの説明につきましてご質問、ご意見等ありましたらお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認ですが、この指導員設置要綱というのはタイトルも指導員となっていたにもかかわらず、第1条、第2条では支援員というふうに誤って記載されてしまっていたという意味ですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい、そのとおりでございます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それから、もう一件は4日勤務しなければならないという、条文について実態は5日勤務していたと。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい、おっしゃるとおりでございます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ このことによって、5日勤務の37時間30分、報酬等の処遇については特に変更はないと考えればいいですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則は変更ございません。嘱託職員の場合は月額という形での支払いになりますので、この勤務時間ということに関して、単価が変わることによる給与の変更ということはないということでございます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今のお話で、月額でお支払いしているということではありますが、そういった中で原則としてという文言はこのまま使用されておりますが、この言葉にはどういう意図、配慮があるのでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与の「原則として1週のうち4日勤務しなければならない。」ということについて、担当とも話をしたんですが、この要綱ができたときに勤務状態を指していたのかもしれませんが、この言葉、2項自体は今の勤務状態を含めると、基本的には全く必要のない文言でございまして、ただ担当の方は原則ですので、5日働いても問題がないという程度の認識だということでございます。ですから、この原則という言葉自体の本質的な意味というのは、今ちょっと把握していないのが現状です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほかに質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ では、質疑なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よって、議案第39号「佐渡市ジオパーク推進指導員設置要綱の一部を改正する告示の制定について」は原案どおり可決されました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、日程第4、議案第40号「佐渡市学校運営協議会規則の制定について」を議題といたします。

<p>・ 山田学校教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局の説明を求めます。 ・ 議案第 40 号「佐渡市学校運営協議会規則の制定について」説明いたします。 ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されています。これにより、学校運営協議会の設置は「置くことができる」から「置くように努めなければならない」と努力義務化されました。これを受け、佐渡市教育委員会学校教育課では、昨年度から設置に向けた準備を進め、今年度平成 30 年度はモデル校を定め、制度の試行を行うことになりました。ちなみに、今年度のモデル校は小学校 1 校、八幡小学校です。それから、中学校区 1 校区、これは新穂中学校区です。新穂中学校、新穂小学校、行谷小学校の 3 校が対象になります。 ・ 去る 5 月 18 日の佐渡市臨時議会において今年度の予算が可決されたことから、学校運営協議会についても予算措置を含め、本格的に実施していくこととなりますが、それに伴い、佐渡市版の学校運営協議会規則を制定するため、本教育委員会で審議の上、議決を求めるものであります。 ・ なお、一部内容の訂正、修正がありますので、この点については伊藤補佐の方からご説明します。
<p>・ 伊藤学校教育課長補佐</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ お願いします。8 ページの真ん中のあたりです。第 6 条の「守秘義務」のところですが、ここの見出しが総務課の法規担当の方と相談したところ、当初はこのままでよかったのですが、ここに守秘義務「等」という字を 1 文字入れることでお願いしたいと思います。その理由は、この 6 条は第 1 項で守秘義務をうたっておりますが、2 項については守秘義務以外の守ってほしいこと、こういう行為をしてはいけないということが書かれているので、それについて含めて「等」ということを 1 文字入れさせていただきました。
<p>・ 山田学校教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ では、7 ページに進んで、私の方から内容について説明させていただきます。 ・ なお、参考資料ということで、カラー刷りの A 4 が 1 枚、学校運営協議会制度の改正についてという資料ですが、これを配付しておきましたので、それもあわせてご覧いただきたいと思います。 ・ まず、全体構成についてですが、地教行法 47 条の 6 に定められた内容に、特に今回お示しした改正となった部分については、その趣旨を確実に条文に反映させるように努めました。改正のポイントについては、ただいま紹介した私の持っているカラー刷りの資料の表面にまとめられていますし、裏面には改正部分を赤で示した上で地教行法の 47 条の 6 の全文が記載されていますので、必要に応じて見比べていただければと思います。 ・ また、本規則作成に当たっては、既に作成している他市町村の規則も参考にしました。 ・ 加えて、まず基本的な条文のみで作成するように、シンプルな内容になるように心がけました。今年度モデル校での取組をスタートし、今後実施校数を増やしていく中で、必要に応じて改正を加え、より佐渡市の実態に合っ

<p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 仲川委員</p>	<p>た規則になるようにしたいと考えたからです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ では、条文について説明しますが、主だった部分のみポイントを絞って説明させていただきます。第1条の目的、第2条の趣旨についてはお読みください。 ・ 第3条、設置ですが、ここには改正のポイントのプリントの⑤番にあります2つ以上の学校について、1つの学校運営協議会を置くことができることを明記しました。また、2項に改正のポイントの②番にあります運営への必要な支援に関して協議する機関であるということを盛り込みました。 ・ 第4条、委員の任命につきましては、人数を15人以内、以内ということで、極小規模校にも対応できるようにしました。 ・ また、改正のポイントの③番にあります対象学校の運営に資する活動を行う者という文言を（3）の方に入れました。 ・ 8ページに進みます。第5条、任期につきましては、単年度再任ありとしました。 ・ 第6条、守秘義務「等」が今つくということで訂正がありましたし、7条の会長、副会長についてはお読みください。 ・ 第8条、学校運営に関する基本的な方針の承認については、（1）から（4）のとおりです。（1）から（3）につきましては、他市町村の規則にもほとんど記載されている事項ですので、それをそのまま佐渡市の方にも入れさせていただきました。それ以外、予算の執行であるとか施設設備について詳しく記載してある市町村もありましたが、今回提案するものにつきましては、それらを包含する形で（4）の中に入れさせていただくということで、校長が必要と認める事項という中にまとめさせていただきました。 ・ 第9条、意見の申出については、そこに記載する内容にとどめました。改正ポイントの④にもありますが、教職員の任用に関する意見に関する事項については、佐渡市の規則には記載しないことにしました。 ・ 第10条、第11条はお読みください。 ・ 第12条、情報発信につきましては、改正ポイント⑥にあります協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとするをそのまま文言として入れました。 ・ 第13条から10ページに進んで第16条につきましては、そこに記載してあるとおりです。 ・ 最後に、附則ですが、この規則は本教育委員会の議決をもって公布、施行となりますが、モデル校における組織編成、担当の人選等につきましては、今年度当初から既に話を進めているため、適用は本年4月1日からということでご了解いただきたいと思います。 ・ ただいまの説明につきまして質問並びにご意見等ございましたらお願いいたします。 ・ 私の方から質問します。 ・ 昨日の夜、これを手元にいただき、ざっと目を通してきましたが、まだ
------------------------------	---

	<p>ちょっと理解が不足しているところがありますので、質問をしながら理解を深めていきたいと思います。今の説明では地教行法の改正に合わせてということですが、学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールの件ですね。この設置について、地教行法が任意設置から努力義務に変更されたと、置くように努めなければならないという表記になった。それと、今回の規則の中の3条の一番最初のところですが、学校ごとに協議会を置くものとするとして書いてあるんですが、この整合性についてはどう考えますか。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 置くことができるから置かなければならないというふうになったことによって、この規則全体をつくるというふうに考えておりましたので、ここの文言の整合性ということについては、特に私の方は確認をしていなかったです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規則の文言を見たときに、学校ごとに置くものとするという条文を30年4月1日付で出したとすれば、もう全ての小中学校にこれは必要になっているんじゃないですか。努力義務ではなくて設置義務になるわけじゃないでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なるほど。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先ほどの地教行法に合わせるのであれば、規則については、学校ごとに協議会を置くよう努めるものとする、とすれば一応整合性はとれるんじゃないかと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。まだ全部の学校に必ずという状況ではないものですので、今のを改正したいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見だけ言わせてもらいます。次です。 ・ ここに直接は書かれてありませんが、学校を取り巻くこのような委員会等が幾つかあると思いますけれども、そのことによって学校現場が大変多忙化していることを私は懸念しております。例えば文科省の指導で県教育委員会が学校評議員制度を導入しまして、現在学校評議員制度があるはずですが、当初学校評議員会制度には県が予算をつけて学校に配分をしたのが、途中で一切ボランティア化をして日当もつけない、報酬もつけないという形で外部の方に委嘱をしました。それが今残っている状態で、似たような形の運営協議会をつくることはどうなのか、整理の方向を考えた方がいいんじゃないかと思っておりますけれども、課長さん、どうでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校運営協議会の方が具体的に運用されていく形になれば、自動的に評議員会の方はそちらの性格をこちらに引き継ぐという形で吸収できるものというふうに考えていますが。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それは県が言っていますか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いえ、確認はしていません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が全然その話を言わないんですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。

<p>育課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 山田学校教 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国も言わないしね。 ・ はい。
<p>育課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ まだいいですか、申し訳ないですが。 ・ 一番大きな懸念を申し上げます。第8条、8ページです。「対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。」、こう書いてあります。得なければならないということは、校長が学校運営協議会の承認を得なければ次のものは作成できない、実行できないという形になります。例えば1番、学校経営計画、2番、教育課程の編成。教育課程の編成というのは校長の権限であると思えます。それから、組織編成に関する事。こういうことを協議会の承認を得なければ実施できないというのは校長にとっては大変な足かせになる。かえってこれは動きづらいんではないだろうかと考えます。この表現についても、承認を得ることが望ましい、というような形の緩やかな方が良いでしょう。運営について、理解を求めることは非常に重要ですが、必ず得なければならないという表現はしない方がいいだろうと思えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 山田学校教 <p>育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ それについてはどうですか。 ・ 確かにおっしゃるとおりだと思いますので。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 山田学校教 <p>育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ これは、今日、議決しなければなりませんか。余り急ぐと、我々は何かまだなじんでいない気がします。 ・ 今ほど配ったカラー刷りの裏面のところの4番、2行目のところが学校運営協議会の承認を得なければならないという文言になっているので、それに合わせる形で作成したということです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今の話し合いの承認を得なければならないという件については、私もちょっとまだ時期尚早といえますか、現場の方が戸惑うのではないかなと、こう思います。また、委員の方々の認識もどこまで進められるか、やや不安であります。別件でもよろしいですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。 ・ 先ほど出てきました学校ごとに協議会を置くものとする、こうなっている中で、今年度八幡小学校、学校ごとですね。そして、新穂中学校区と、こういうふうにあくまでもモデル校ということで制定されたようですが、2以上の学校の運営に関してということで、教育委員会は新穂中学校区に充てた何か配慮といえますか、これはどのようなものなんでしょうか。一応このところには小中連携校を想定してというものでありまして、ただし書がついているわけです。私も中学校区に小中連携という意味で、その配慮から複数校にわたる協議会の設置、これは大いに必要だろうと思っております。そういった中で、新穂中学校区という3校に設置した教育委員会の考え方といえますか、そういったところを聞かせていただきたいと思うんです。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<p>が。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モデル校を設置するに当たって、そのようなことの希望というか、意向につきまして、ここまで進めてくる中で昨年も言ったと思うのですが、それぞれ聞いた中で新穂の方が中学校区単位でということであったものですから、そのような形をとるようにしたというふうに聞いております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よろしいですか。佐藤委員。 ・ 4カ所、佐渡には小中一貫校がありますが、その方向のものはこの後、想定しておりますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市には小中一貫校はないです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一貫校というか、連携校という意味です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ここに書いてある一貫校ということとはちょっと違うものと思いますので、ただ当然中学校区で協力してやるということも、佐渡市としては特に極小規模校、小規模校が多いですので、かえってその方が有機的に人材を使えるという可能性もあると思っておりますので、これを拡大解釈と言われてしまうとそのようなんですけども、できれば1校で充てていく学校と中学校区単位で充てていく学校と、その地区の状況に合わせて、あるいはその地区の人材のニーズに応じてやっていくような、そういう形ができれば一番いいなというふうに考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そういった中で、教育委員会としては、例えば各学校ごとに協議会を設置した場合、委員の選出で小学校と中学校を重複した方が出ることは十分考えられるわけですが、そういった点、課題というのは何か想定されていますか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に1小、1中学校区のところは、今委員がおっしゃったようなダブってくる方は当然出てくると思いますので、そういうところこそ中学校区単位でうまく一くくりつくって、小中連携の形で進めていければ一番いいかなというふうに考えております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 ・ 渡邊教育長 ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ わかりました。 ・ ほかにご意見いかがですか。 ・ 先ほど仲川委員からご指摘がありました第8条の得なければならないという表現なんですけども、地教行法にこのようにうたわれているということは、上位法優先の原則からいくと、それを適用していくのが本来の姿なのかなというふうには思うんですが、そうなりますと、ちょっとここで条文を変えてしまうのは少し厳しいかなという考え方を持っています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本当にこれをそういうふうに上位法優先でつくってしまっていていいですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体の考えとしては、今の段階は試行ですので、この後これでやってみて無理があれば、また手直しするというのもやぶさかではないというふうに思っています。例えば今の場合だと、協議会の承認を得なければならない、これはもう議決しなければいけないとかそういう問題ではないので、承認という程度がどの承認なのかというのがまた一つ問題なのかというふうに思

	<p>いますので、学校から提案されたことを承認しますよという程度でいくのか、承認しなければ先に行かないのかという問題とはまた違うのかなど。いわゆる……</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ でも、第 10 条により議決権という言葉が出てきていますよ。 ・ 法律とはちょっと違うんです、この規則は。 ・ 今の点で 2 つ、あくまで試行ということで、これが非常に重荷になるようであれば、また考えなければいけないと思いますが、一応法律の趣旨を含める必要があると思いますので、これでやらせていただければというふうに思います。今のいただいた意見を注意事項ということで次の課題にさせてもらおうということでどうでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の意見を聞きながら進めるという方向性については、私は決して悪いと言っているんじゃない。だけれども、校長には校長の主義主張、自分の指導力、リーダーシップというのがあるわけですから、それをより発揮してもらいたいんです。そのときに、必ず協議会の賛成を得なければならないということになると、それこそいろいろあるだろう。しかも、議決権のことまでこの規則の中に明示されている。普通に考えれば、承認というのは最終的には議決で決まるんじゃないですか。「出席委員の過半数で決し、可否同数のときには議長の決するところによる」、こうまで言い切っているわけですから。これをスタートしたいという気持ちはよくわかりますが…。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡辺社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な方針って何を指すのか……
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ここに保護者代表の方もいらっしゃるの、そういう方の意見を私は聞きたいと思っている。どうですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中村委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私が保護者としては、先生が打ち出してくれた方針のもとに、校長先生によって色が出るので、ああ、今年はこういうことに力を入れてくれるんだなというのが見えてくるので、それに関して多分意見を言うことはないですけど、学校の中で評議員会にも参加させていただきました。その中で、割と地元の方は学校の指導とか方針とかというのをその評議員会の中でも話をするんですけど、結構厳しい意見が出るんで、承認を得るとなると、校長先生、少し大変なのかなというふうに思います。なかなか地元の方の意見は地域住民のスクールリーダーとか安全何とかという人が来るんですけど、結構厳しいので、そうやってきて承認を得るとなると、大変になってくるのかなと思います。 ・ 承認を得るとなると、年度が始まってすぐにこの委員会を開かなくてはいけなくなってくるんですよ。そうしないと、私たち保護者のところに、大体 4 月の終わりぐらいに P T A 総会があって、そのときに今年の重点目標と教育目標というのを校長先生がパワーポイントで説明してくれるんですけど、それがもしかして承認を得られなければ遅れるかもしれないということですか。もし得られなければ。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の流れでいうと、4 月に入ってから決めるということはずないと

<p>育課長</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 中村委員</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 信田委員</p> <p>・ 信田委員</p> <p>・ 濱田管理主事</p> <p>・ 信田委員</p> <p>・ 濱田管理主事</p>	<p>思います。前年度中の1月ぐらいには今年度、その年の評価をして、次の年の教育計画の作成に入りますので、恐らく2月、3月の間に説明をして承認を得たものを、4月に保護者に説明するという形になると思います。</p> <p>・ もう一つ加えるならば、この条項は見てのとおり毎年基本的な方針ですので、具体的な方針ということを書いていないので、どの程度、元気な子どもをつくります、育成します……</p> <p>・ 大まかな感じということですか。</p> <p>・ ということですね、基本方針ですから。その辺の、私はこの後学校運営協議会をやっていく中で、いろんなところがこなされていくのかなというふうに思うんです。まだ、いきなり全部公開して、みんなで議論しようという段階ではまだ全然ないというふうに思っています。少しずつステップを上げながらということになると思います。</p> <p>・ 中村委員がおっしゃったように、いろんな意見が皆さん出てくる。10人いれば10人の意見、細かいのが出てくるので、それを1個1個やっていくというのはなかなか大変だと思いますけど、大きな包含した方針というふうに、よくいけば、それはある程度出し方によるのかなとも思います。</p> <p>・ 信田委員の方、どうですか、意見。ありませんか。</p> <p>・ 私の方は、学校に対して、やっぱり地域の方といろいろ連携を図る上で、こういう協議会があった方がいいのではないかというふうな思いはします。</p> <p>・ 一部学校で何か年に何回あるのかわからないんですけども、地域の民生委員さんとか、それから商工会の関係の方とか、そういう方とお話をするような機会があるということをちょっと民生委員さんから聞いたことがあります。地域の、赤泊の小学校であるということは聞きましたけど、濱田先生何かつかんでいらっしゃいますか。</p> <p>・ 何か私の方で、私も民生委員さんの方とちょっと話をするものがあつたもので、いや、これから学校のことで学校に集まらなきゃならない。民生委員さんも全員じゃなくて主任級の方だと思うのですが、児童委員なんですけども、集まっているような話を聞いたものですから、その協議会、今この問題になっているのとは別物なのでしょうか。</p> <p>・ 信田委員が言っているのは、学校と民生委員児童委員さんたちの情報交換会みたいな……</p> <p>・ それには民生委員さんだけではなく、いわゆる地域の商工会関係であるとか地元の駐在さんとか、そういう方も何か赤泊の場合はメンバーに入っていっていらっしゃるようなんです。</p> <p>・ 先ほどの学校評議員制度については、大体学校評議員制度にはなっていないんですけども、代表の方からご意見をいただくというのは今島内で大体年3回ぐらいやっているところが主です。最初計画についてどうかという、途中経過どうか、最後、評価、反省です。</p> <p>・ ただ、学校評議員になっていないのは、第三者評価を入れていないわけです。評価していただくのは保護者、地域の方ということで身内なんです。</p>
--	---

	<p>それを第三者評価として認められないので、学校評議員というシステムになっていないんです。ただ、ご意見をいただいて、現在はそういったことで、ああ、変えていかなければならないような形ですが、コミュニティ・スクールは先ほど課長がおっしゃった承認がないと、そこにはいろんな人事権とか予算権とかそういうふうなものがある。学校も与えられるということですが、学校の立場としましては、これから学校、この運営協議会がそれだけの力を発揮できるんだと。今までは何もなかったわけですから、ご意見いただいた範囲。今度逆に言いますと、学校が思い切ったこともできるという可能性を含めて、地域の方と協力を得ながら進めていけるということです。今のものは「わかりました。そういうご意見があります」で終わったんです。承認をしていただくと、今度は一緒にやりましょうということです。</p>
<p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほかにいかがですか。 ・ そうすると、ちょっと今の意見等をまとめてみますと、まず学校運営協議会の規則をつくるということについてはよろしいというのですが、中身について、第3条のところ、「置くものとする」というのが、この書き方が「する」というのではなくて、ただ学校運営協議会が設置される学校に、地区にこの規則が当てはまるわけですから、実際には追認するということになりますね、この3条。だから、学校運営協議会を置くところにこの規則が当てはまっていくわけですね。というふうに考えると、これはやっぱりこれから設置しようという、つくりますよという学校につくることができますよというのはちょっと矛盾するのかなという気もしますけども。これは教育委員会というのが学校運営協議会の委員を承認するということになっていますので、各学校の方から上がってきた場合に、教育委員会はこれを承認しなければならない。教育委員会が承認した形になるということで、学校ごとに協議会を置くものとするという、こういう意味なんだなというふうに私は思っているんですが。
<p>・ 仲川委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育長の方で、この学校ごとという「ごと」の解釈をそうだというふうに定義すればそのようで結構ですが。
<p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文言ね。
<p>・ 仲川委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私は、学校ごとというのは各学校というふうに捉え、つまり全ての学校というふうに敷衍して考えたので、先ほど意見を言ったままでですので、そういう捉え方もできないわけではない。
<p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私の捉え方は、学校から学校運営協議会を設置しますよというときに、委員とかを教育委員会から任命しなきゃいけないという意味で、置くものとするということだというふうに思うんですが。
<p>・ 仲川委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ その解釈で統一するのであればそうしてください。それで間違いないのであれば。
<p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ じゃ、確認をして、よろしいでしょうか。 ・ あともう一つ大きな問題だから8条、大きくこの2点でいいんですね。この表現をどうするかというところになりますが、これについてもちょっと

<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員 	<p>ご意見をいただいて、この後この議案をどうするかを決めたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この3条につきましては、「学校ごと」というのを「設置する学校から」というふうな表現にしますと、次のただし書とのつながりが非常に何か複雑になって文章がつながらなくなるかと思います。ちょっと慎重に……
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 ・佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いや、文章はこのままという意味です。 ・ ええ。ただし、「教育委員会が2以上の」と数で言っているので、「ごと」というのはこれは1校、各学校というふうに締めないと、決まったところからというふうな解釈では、私は各学校は納得できないと思うんです。理解できないと思うんです。一般の人もそうだと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8番については、申し上げます。 ・ 8番って大きな問題だよ。一番の問題はこれだと私は思います。地域の同意を得られるような、大方が賛成するようなことしか校長はできないということになるわけです。スポーツ中心の学校づくりをしたいと言う時に、いや、スポーツ中心ではなくて勉強中心の学校にしろという勢力が強かった場合には、校長のリーダーシップを発揮できないということになる。意見を闘わずということは非常に大事なことだと思う。理解を得ようとするのは非常に大事なことだけれども、そこに議決が入るわけです。承認を得るものとするというのは、甘く捉えると私は大変だと思うんだけど。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 ・伊藤学校教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意味わかりますよ。 ・ 事務局の方としては、一応基本は地教行法に書かれてある内容については、これはあくまでも上位法であり、これを基本とすることがやっぱり正しい方法だと思います。それでいくとすれば、今、仲川先生からお話あった、ここの第3条の解釈については、地教行法の今回の47条の6のところにあるように、これも同じようなフレーズで学校ごとに置くように努めなければならぬというふうになっているので、これは、私は「努めなければならぬ」の表現の方が適切かというふうに思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それに合わせるならば、8条についても、これはほかの市のところを見ますと、承認を得るものとするとかそういう表現を使っている市が確かにありますが、これは法制執務的には余りよろしくない表現で、「しなければならぬ」というのは完全にもうしなければいけないということなんですけども、「得るものとする」といった場合については、解釈で合理的な理由があればしなくてもいいというような意味が出てくるので、用い方には注意を要するというふうに書かれていますので、ここはやはり上位法の方を基本として、確かに実情に応じて変えなきゃいけないというところは私も理解できませんが、ここはその条文を使うのがよろしいのではないかなと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補足説明でございましたが。 ・ そうすると、先ほど教育長が学校ごとというのに立ち戻って、もう一遍そこから練りなおさなきゃいけないということですね。 ・ いわゆる今の説明でいくと、3条は置くことができるという表現に直す

<ul style="list-style-type: none"> ・伊藤学校教育課長補佐 	<p>ということですね。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「置くように努めなければならない。」という表現です。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 努めなければならない。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8条については、このままでなければ……
<ul style="list-style-type: none"> ・伊藤学校教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ このままの方でやるのが基本というか、鉄則じゃないかなと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 承認を得なければならないというのは、得ることは基本だけでも、そうでないこともあり得るという解釈が入るという意味ですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・伊藤学校教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 得るものとするという表現にした場合、そういうところを採用している市もあるんです。ただ、その表現は余り望ましいものではないということです。ですので、このまま承認を得なければならないということでの規定の方がいいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ということは、これは絶対だということになるんでしょう。
<ul style="list-style-type: none"> ・伊藤学校教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうです。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3条を置くものとするというのをどういうふうに変えればいいんですか。正確に。置くよう努力するということ。
<ul style="list-style-type: none"> ・伊藤学校教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「置くように努めなければならない。」そうしますと、ただし書以降も、そのまま引用できるので。置くように努めなければならない。とします。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 置くように努めなければならない。じゃ、これはこのように直すということでもよろしいでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・伊藤学校教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8番についてですが、方法としては、先ほど言いましたように、今試行という段階でありますので、その辺について十分教育委員の意見を配慮しながら、どの程度対応していくかというのを宿題としてもらっておくことではいかがでしょうか。なかなか今の法解釈からいくと厳しいところがあるなというふうに思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・信田委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私は、仲川委員のおっしゃること、片や濱田さんの方では学校の校長先生の意見がすごく今まで以上に運営に反映されるんだとおっしゃったけど、承認というのがついてくるとかなり規制とか、そして内容を見ると学校経営計画、それから教育課程の編成となると、それでなくても今難しい教科書の選定からいろいろあると思うんですけども、すごくその範囲が広がるし、反対に制限されたり、ちゃちゃを入れられたりするようなこともされる危険性も高いかなという気がします。何かもろ手を挙げてすぐこの運営協議会賛成というのはちょっとひっかかる場所があったんだと思いますし、私もまたそのように大変だなというところなんだと思うんですけども。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 皆さんは、地域があり、地域の方々の意見が正しいという解釈をしていらっしゃるかもしれない。そういう場合も多いだろうけれども、地域を校長が変えるんだというあり方も、場合によってはあってもいいだろう。流れを変えるという指導力があってもいいだろう。私はそういうことを場合によ

<p>・中村委員</p>	<p>てはぜひやってもらいたいと思っている。どんな校長が来ても地域を変えられないでは、かえって困ったことになる。だから、これは大変問題があるという理解をしています。これ全体を反対するというはしませんけれども、この条文は後々大変だと、そう思います。</p>
<p>・仲川委員</p>	<p>これを（１）から（４）までをなくしてしまうと、毎年度基本的な更新というのがもやもやとしてきて、ちょっとやりやすくないですか。ここに（１）、（２）、（３）番までの各項を上げることによって、あっ、これもこれもやらなきゃいけないんだとちょっと細かなところまでもしかしていってしまうかもしれないので、先ほど教育長さんが言ったように、大まかで、もやもやとぼんやりした感じで校長にこういうふうにやりたいんですという大まかでいいというのであれば、逆にこの（１）から（３）までをなくして経営化、方針と校長が必要と認める事項については承認を得なければならないみたいな感じにすると、基本的な方針がもやもやするので、やりやすくないですか。</p>
<p>・山田学校教育課長</p>	<p>危険なんです。制限しないとこれは危険なことなんです。だから、先ほど学校教育課長が言われた職員の任用というのをあえて外したのはそういうことなんです。人事に口を出してもらったら、校長は何にもできなくなってしまふ。だから、人事の問題は絶対に言わせてはいけない。</p>
<p>・伊藤学校教育課長補佐</p>	<p>今仲川委員が奇しくも指摘してくださった部分については、改正のポイントの中にもその範囲が教育委員会規則で定める事項となったので、教育委員会規則のところに入れなければ、結局定めた事項に当てはまらないということで外しましたという説明をさせていただいたんですが、先ほどの得ること、得なければならないにつきましては、地教行法の条文がそうなっている以上は、ちょっとここでは変えられないかなというのはいたし方ないのかなというのが私の結論です。</p>
<p>・仲川委員</p>	<p>学校教育課長と同じ意見なんですけど、他の市の表記を見ますと、同じ繰り返しになりますけど、得るものとするということは、結局得なければならないという、そういうことなんです。表現としてはちょっと曖昧になった感じに見えますけども、実際は得なければいけない、得るんだよと、それをちゃんと得ないといけないんだよということを言っているの、ほかのところはそこを望ましいとかという表現はとっていないんです。なので、やっぱりこれは得るものとする、そういったものとする、なければならないという、この条文をそのまま引き継ぐものだというふうに思います。意見です。</p>
<p>・伊藤学校教育課長補佐</p>	<p>それが条文的な基本であれば、事項の（１）から（４）のうち（３）を外した方が私はよろしいと思います。</p>
<p>・仲川委員</p>	<p>「組織編成」ですか。</p> <p>例えば学級担任に誰々先生をつけます、副担任に誰々先生をつけます、主任に誰々先生をつけます、組織編成です。そのときに、それは納得できませんというような意見が出てきてはならないと私は思っています。そういう</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田管理主事 	<p>のであれば、(1)、(2)、(3) のところに校長が必要と認める事項とするのが良い。本当は教育課程の編成権は校長の権限としてあるわけですから、承認を得なければならないというのは権限を侵すことなんです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習指導要領に地域に開かれた教育課程ということであって、地域の人と一緒に教育課程をつくっていくときに参考意見をいただくというふうにしていかなきゃいけないというふうになってきているんですが、先ほども仲川委員さんが言ったとおり、校長がやりたいことがあって、もしかしてこれが承認を得なければいけないということがあったときに、校長がしゅんとなってしまうかもしれない校長もいるかもしれないです。でも、逆に学習指導要領でそういう開かれた教育課程ということで一緒につくっていかなきゃいけないというんだけど、オープンにしなければいけないという意味でも、ここではやっぱり承認を得てもらうということで、そうするとちゃんと説明して承認を得ていかなきゃいけない。(1)、(2)については、今までただご意見いただいて終わりということです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今仲川委員ご指摘の8条の(3)ですけども、基本的な方針という中に、そこまで入れる必要はないだろうというふうな私の考え方のもとで、この(3)番についても特に問題ないかなと思ったわけです。結局担当が誰かというふうなところについては、基本的な方針のさらに踏み込んだ話になるので……
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な。 ・ はい。 ・ ただ、おっしゃるとおり、いろんな意味で疑義があるという部分であれば、ここについては他市町村の例規を参考にしたときに、組織編成に関することもほぼ入っていたので、入れさせていただいたのですが、佐渡市版をつくるに当たって、(3)についてはちょっとひっかかりが多いというのであれば、これについては多分条例云々に反するとかという部分からは外れる話になると思うので、ここでの協議の中で皆さんでここは外した方がいいというのであれば、私はそれはそれで一つの案かなと、アイデアかなというふうに捉えています。要は(1)、(2)以外については、(4)の校長が必要と認めたものということの中に全部包含してしまうと、こういう考えかただと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 佐藤委員 ・ 渡邊教育長 ・ 佐藤委員 ・ 渡邊教育長 ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これというのは4条ですよ。教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について、基本的な方針を作成して…… ・ 4条ですか。 ・ 裏面です。 ・ (4)ですか。 ・ 大きい4です。 ・ つまりここに定めておけば、そこに定まっているものについては承認を得なければいけないけども、あとは校長が必要と認める事項ですよという読み方ができます。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程の編成その他と書いてある。教育課程の編成については、承認を得なければならないというのが結局上位法にあるわけです。となれば、それは外すことはできない。だけれども、組織編成の件は全く触れていないんだ。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡辺社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そういうことで議論があるんですけども、やはりこの上法と下法を考えますと、基本的方針をどこまで読み込むかというのは全くどこにも書いていない話でございます。そういう部分では、今の議論の中でも例えば（３）の組織編成を外して基本方針は一定程度教育委員会で大きくしておいて、各校長の方で判断してもらって大きな方針を出してPTA等に理解していただくということは一つの方向としてあると思います。すなわち基本的方針を細かく示して形をつくっていくというのはかなり制約が出てくるとは思いますが、そこをここの中では具体的なものが何も触れられておりませんので、大きな柱をつくっておいて、校長先生の方針を出していただくという考え方も先ほど教育長がおっしゃったとおりなんです、あるというふうには考えます。それで基本的方針という言葉も一つの考え方だなというふうにも考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡辺教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いかがでしょうか。ご心配はたくさんあるということではありますが、現行の学校評議員会が学校運営協議会に、またレベルアップするということで、確かに問題はいっぱいあると思いますが、できればこの試行の中でいろんな問題が解決できればいいなというふうに私は思っていますが、余りに情報が今度地域とか保護者に出ないということになると、結局変わらないじゃないかということにもなるのかなというふうに思いますが、どのように扱うかというところをちょっとまたご意見が大体出たところでよろしいでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 ・ 渡辺教育長 ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つ聞かせてください。 ・ どうぞ、佐藤委員。 ・ 10条の協議会の会議は会長が招集するという話となっておりますが、もう今年度八幡小、新穂中学校区はスタートなわけですが、このどの段階で会議が招集されるかで、かなり内容が変わってくるかと思えます。説明も、当然4月1日以降、新学期がスタートして、しかも学校は教育計画を全て定めてスタートしているわけですが、そのあたり、何かここにはそういう位置づけ、開催期日等はないんですが、教育委員会としてはどういうふうにご考えておられるんですか、会議の開催につきまして、回数、時期。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度は年度途中からの導入ということになりますので、まだ変則的な形にならざるを得ないのは確かだと思います。今年のうちの流れをつくって、来年度の学校を運営していく中で、この協議会がどのようにかかわっていくかというあたりを今年度のモデル校の中で協議していくと思います。当然年度末には恐らくやらなければいけないということになると思いますし、年度初め、またメンバーが変わる可能性がありますので、学校側のスタッフもかわる可能性がありますので、そうすると年度末、年度初めにやっていく

	<p>形になってくるかなというふうに思っています。あとは必要に応じてという形になると思います。</p>
・ 渡邊教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・ いかがでしょうか。大体意見の方は出ましたでしょうか。 ・ ちょっとなかなかまとめることが難しいんですが、私としましては、これを承認いただいて、今いただいた意見を十分試行の中で検討していきたいと思っています。我々も学校の方が動けないような状態では困ります。逆に今までと全然変わらないということもまた困るなというふうに思っていますので、この辺のバランスをとりながら進めていきたいと考えておりますので、いかがでしょうか。はい、どうぞ。
・ 佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評価の先ほどの学校評議員制度については、まだ未定ということでしたが、どのような変化を考えていて、そのあたりの……
・ 渡邊教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私の考えとしてということによろしいでしょうか。
・ 佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。
・ 渡邊教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員制度というのは、学校運営協議会ができれば自動的に消滅するというふうに私は思っております。各学校において、できればこれに取ってかわるものというふうに思っております。
・ 仲川委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ ぜひそういうふうに進めてください、そういうことであれば。幾つも似たような団体を作るべきじゃないと思いますので。
・ 渡邊教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・ それはそれでいいと思います。
・ 仲川委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文言を1点だけ確認させてください。 ・ 9ページが一番上、協議会の承認を得なければならないの(1)から(4)の(1)なんですけども、学校経営計画の経営という言葉は果たしてどうなのか。運営じゃないかと思うんですけども、経済が絡んでいないので、ここは文言的にどうですか。
・ 山田学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長が示すものは学校経営だというふうに……
・ 仲川委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営って言っていますか。
・ 山田学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。校長の経営方針のもとに教頭以下が進めるものを学校運営と捉えています。
・ 渡邊教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・ イメージとしては大きいものという意味ですね。
・ 仲川委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営の下に運営がある。
・ 山田学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。
・ 仲川委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ しかしこの表題が学校運営協議会ですよ。
・ 山田学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長が示すものは経営計画なので。 ・ (3)はいかがいたしましょうか。もし皆様方の方で外した方がいいというなら外しますが。
・ 渡邊教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3条。
・ 山田学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8条の(3)です。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これはどうでしょうか。これも組織編成も具体的には話ししなければ、こんな役割もできますよというふうなことしかないと思うんで、あってもなくてもいいのかなと思います。今確認事項として、基本的な大きなところでいくという認識でよろしいでしょうか。 ・ では、意見も出たということですので、これ以上の質疑なしというふうに認めてよろしいでしょうか。 ・ 質疑なし ・ では、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。 ・ 異議なし ・ ありがとうございます。異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 40 号「佐渡市学校運営協議会規則の制定について」は原案どおり可決されました。 ・ なお、今あった意見につきましては、学校教育課の方でしっかりと酌んでいただきたいというふうに思います。 ・ 次に、日程第 5、協議事項 1、ICT を活用した教育、ICT 教育の必要性と可能性について、事務局の説明を求めます。学校教育課長。 ・ では、よろしくお願ひします。協議事項ということで、あとでご意見お願ひしたいと思ひます。ICT を活用した教育の必要性と可能性について説明いたします。 ・ 本来であれば、担当である後藤指導主事から直接説明させるところですが、本日学校訪問が入っているため、私、山田がかわりに説明します。別刷りのカラー資料、これになります。A 4 裏表資料の 2 枚つづり、ICT の表題がついている資料をご覧ください。1 ページ、6 枚のシートで記載されていますので、それに従って説明します。シートの順番は左上から右に進んでいただいて 2 段目において左から右と、そして 3 段目の左から右というふうに進めますので、よろしくお願ひします。本日ですが、新聞記事の切り抜きをもう一枚資料ということでおつけいたしましたので、必要に応じてご覧ください。 ・ では、1 枚目の左上の表題の資料からお願ひします。佐渡市教育委員会では、平成 30 年度、学校教育の重点の基本目標 1 の施策 1 に、「学ぶ意欲を高め確かな学力を育成する教育」を掲げています。その中で、ICT 環境の整備の推進、ICT 教育の推進を施策内容の一つとしています。今後 ICT 環境整備や ICT 教育を推進していく上で、教育委員の皆様にも ICT 教育の必要性と可能性についてご理解いただきたいと思ひ、お願ひさせていただきました。 ・ 右へ進みます。まず、国の動向、方針についてです。これからさらに進展が予想されるグローバル化、情報化社会、AI を初めとする技術革新などにより、予測困難な時代が到来すると言われていています。このような時代を生き抜く子どもたちに必要とする力は、主体的、総合的に問題を解決する力で
---	---

あったり、情報活用、処理能力であったり、プログラミング的思考であったりします。

- 2段目、左、1行に進みます。このような力を育成するためのツールの一つとして、文部科学省はICT教育を推進しており、各都道府県、市町村に整備を進めるよう通知しています。
- 右に進みます。次に、現在のICT環境の整備状況についてです。ICT教育は、その整備状況によって地域や学校で格差が生まれやすいと言われており、実際県内においても格差が生まれています。
- 3段目、左シートに進みます。こちらは電子黒板、デジタル教科書の状況です。ご覧のとおり、佐渡市は整備率がゼロ%であり、県内他市町村と比較しても全く進んでいません。
- 右に進みます。これはLANの整備率です。通常のLAN、有線LANですが、これはある程度整備されていますが、無線LANの整備はゼロ%です。無線LANの整備により、タブレット等、複数のICT機器のネットへの接続、電子黒板への接続が可能となりますので、現状では児童生徒に複数台を使って授業をすることが難しいということになります。
- 2ページ目に進みます。一番上です。次に、ICT機器の種類やそれぞれの機器の活用法について説明します。左上にあります電子黒板は、佐渡市が最優先に導入を進めたいと考えている機器です。資料の拡大ページ、画面の切りかえ、再提示が容易にできる特徴があり、児童生徒の興味、関心を高めたり、わかりやすく説明したりする際に有効です。
- 右に進みます。書画カメラです。これも電子黒板とあわせて佐渡市として優先的に導入を考えている機器です。手元にあるものをリアルタイムで拡大提示できます。電子黒板とセットでの導入で、さらに効果が増すと思っています。教科書、ノート、プリント等の投影や実験、調理実習のページに有効です。
- 2段目に進みます。タブレットPCです。無線LANにより、インターネットとの接続が可能であり、持ち運びや移動が可能です。静止画や動画の編集、記録もできます。グループでの共同活動、情報収集、ドリル学習に有効です。
- 右に進みます。デジタル教科書です。導入を考えているのは教師用デジタル教科書であり、電子黒板と接続して拡大表示ができ、動画やアニメーションが豊富であるという特徴があります。動画やアニメーションによる説明により、児童生徒に視覚的に、よりわかりやすい説明が可能になります。
- 3段目、左シートに進みます。ドリルソフトです。これは一人一人の習熟度に応じた学習ができるという特徴があり、各学年、各単元でドリル数も豊富です。理解の早い子は発展問題にどんどん挑戦できますし、理解が十分でない子どもはつまづいている場所に戻って学習することができます。復習や習熟の時間での使用や個別指導での使用に有効です。
- 右に進みます。テレビ会議システムです。授業配信や録画が可能であり、

校内であれば学級間で授業のやりとりができます。また、校外であれば小規模校と大規模校との交流授業などが可能です。

- 3ページに進みます。このようなICT機器を活用することの長所について説明します。最大のメリットは、動画やデジタルコンテンツなどによる教材提供により、全ての児童生徒にわかりやすい授業を提供できるということです。これはUDL、学びのユニバーサルデザインにもつながります。
- 右へ進みます。例えば算数の図形の学習では、回転や動きなどを伴った説明ができ、児童が視覚的に、よりイメージしやすくなります。また、ソフトによってはキャラクターが説明してくれるので、理解に時間のかかる子どもや特別な支援を要する子どももある程度集中して楽しく学習する効果が期待できます。
- 2段目の左シートに進みます。2つ目の絵です。これは道徳のデジタル教科書です。イラスト部分をクリックすると、音声動画が始まります。児童生徒にとって、場面の状況が把握しやすくなるという効果が期待できます。
- 右です。3つ目は、タブレットを使った例です。自分の考えをタブレットに記述して電子黒板上でまとめて提示してもらえば、例えば発表が苦手な子どもも自分の考えを他と共有することができます。また、さまざまな面で困り感を持っている児童生徒に対しても、うまくできない部分をタブレットが補ってくれる可能性があります。そのことで、自信を持って学習に臨むことができるようになります。
- 3段目になります。つまりICTの活用により、学業不振に陥る児童生徒をつくらない、そして学業不振により不登校となる児童生徒をつくらない、いわゆるわかる授業が可能となります。また、支援を必要とする子どもにとってもわかりやすい授業が可能となります。
- 右へ進みます。その他のメリットです。メリット2としましたが、学習内容の定着のために繰り返し学習ができることで、学力の底上げにつながります。
- 4ページ目に進みます。メリット3として、インターネットを介した情報収集、処理、発信を行うための知識、技能が早い段階から身につきます。
- 右へ進みます。メリット4です。映像や学習の記録の保存、取り出しが短時間でできるため、効率的に授業を進めることができます。自力解決や友達との考え方の共有、確認、発展問題を解くなど、さらに必要な時間の確保が可能となります。
- 2段目です。メリット5、クラス内、校内、他校との交流により、共同的な学習環境の設定ができ、学びの深まりにつながります。
- 右です。メリット6として、教員にとっても教材準備にかかる時間を削減できるため、子どもと向き合う時間が増加します。時間外労働時間の削減、働き方改革にもつながります。
- しかし、ICTの活用はメリットだけではありません。家庭におけるICT機器の依存、長時間使用への弊害、犯罪に巻き込まれる危険性など安全

<p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 佐藤委員</p>	<p>面、健康面でデメリットも考えられます。メディアコントロールを含めた情報モラル教育を一層充実させていくよう、家庭への啓発も含め、各学校への指導支援を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3段目に進みます。ICTを活用した教育はこれから先の時代を生き抜く子どもたちに必要な力を育成する上で重要な教育です。佐渡市の未来を担う人材育成にもつながります。 ・ 右です。佐渡市教育委員会としては、ICT教育の必要性と可能性を学校現場を初め、地域、保護者の皆様にご理解していただき、ICT環境整備、ICT教育の推進に努めていきます。 ・ 以上です。委員の皆様から活発なご意見をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。 ・ ただいま説明いただきました。疑問点もあるかというふうに思いますので、遠慮なくご意見いただきたいと思います。 ・ 参考までに新聞記事をご覧いただきたいと思うんですが、これは5カ年計画ということで第2期のコンピューターの整備計画になります。第1期の整備計画においては、佐渡市の場合はほとんどやられていなかったというのが現状であります。第2期に向けて、いよいよ学習指導要領がデジタル教科書という部分に入ってきていますので、ちょっと大慌てぎみかなというところもありますが、我々としてはできるだけ早目に学校現場に配置したいというのが考え方であります。どうぞ何なりとご意見いただければと思います。 ・ これから導入に向けていろんな取組、大変かと思いますが、よろしくをお願いします。 ・ 私は、あくまでもICTを活用した教育、決して新しいものとは私は考えていません。学習内容も決まっておりますし、学習時間も決まっている。そういった中で、あくまでもツールとしてという説明もありました。そのところをはっきりしないと、これからは教育が変わるんだなんていう発想は大変学校にとっても負担になるだろうと、そういうふうに思います。 ・ 今メリットを中心としてご説明いただきましたが、当然これはデメリットもあるかと思えます。具体的には、電子黒板とタブレットということでまずはよろしいでしょうか、その導入。そして、そのときに予算的に第1期が佐渡市は本当にゼロ%という状況ですが、このあたり国からの補助という点では地方交付税という形で来るのでしょうか、それとも申請に対して具体的に取組のところへ配置されるのか。図書館の充実のときも、大変佐渡市は遅れておりましたが、地方交付税の中にあるはずだと、こういうふうな話が出ました。このあたりICTの場合どうなっているのかな、こう思います。そういった中で、予算面、それから人的な配置、これは絶対大事だろうと。学校教育現場に入れる場合、多忙化しておりますから、サポート体制はどういうふうに考えておられるのか。具体的にはコンピューターが導入されたときには指導主事さん、それから地元の業者の方もバックアップ体制として年に
------------------------------	--

<p>・山田学校教育課長</p>	<p>何回か声かけてもらっていいですよと、こういうふうに言われていました。それは活用とメンテナンスという点です。LAN整備する中で、当然こういったことも必要だろうと思います。まず、今そこまで。</p> <p>・じゃ、私1点目と3点目の質問についてお答えしたいと思いますが、まず今年度導入を考えているのは電子黒板、書画カメラ、まだ教科等をこれから吟味しますが、デジタル教科書、この3点セットです。本来タブレットも入れたいんですけども、残念ながらそこまで予算措置がなく、この3点セットで進めていくということです。これもモデル校を決めて、小学校1校、中学校1校にまず導入すると。この後、年次的にふやしていきたいというふうに考えます。</p> <p>・それから、2点目の人的な配置というところなんですけども、まずモデル校を選定するに当たっては、27年度に導入を1回試みたことがありました。そのときに、手を挙げてぜひうちの学校にといったところがありました。それから3年たってしまいましたので、人事異動もありまして、人もかわったり、学校規模も変わってしまっているところもありますので、そのときに一応手を挙げてこちらの方でも審査をして、一番に挙げた学校からまず声をかけて導入を進めていきたいというふうに考えています。業者等の人的配置ということも、実は当初はできたらそういうこともしたいというふうに思っていたんですが、これにつきましても現状では入れられないです。ですので、まず機器を導入して、そこでどういう授業で使えるかということをいろいろ試していただいたりということと、当然教育委員会の指導主事等はそこに入って、また一緒になっていくというふうな形はしていきたいと思っています。電子黒板は入っていないですが、既にいわゆるテレビ画面に投影するような形でどんどんやっている学校もたくさんありますので、結局映す場所が変わるだけで、より使いやすくなるということを使っていけるのかなというふうに思っています。</p> <p>・国の補助金の関係については、私は余り詳しくないので、どなたかお願いします。</p>
<p>・伊藤学校教育課長補佐 ・佐藤委員</p>	<p>・それでは、地方交付税かどうかということですが、そのとおりです。地方交付税で措置されています。</p> <p>・それは、小1、中1という設定ですが、交付税はどのような形で、やはりこういうICT用にといいものも含まれていますよという位置づけ、明確なものはあるんでしょうか。</p>
<p>・伊藤学校教育課長補佐 ・渡邊教育長</p>	<p>・積算根拠はすみません、今わからないんですが、入っていることになっています。</p> <p>・ちょっと補足しますと、相当額、実は入っています。積算根拠は生徒数だったかな。学校数か生徒数掛ける幾つの係数で入っています。これは毎年5年間入る予定なんです。今までも1次の計画でもあったんですが、佐渡市の場合には使われていないというのが現状でありました。半分ぐらいは、いわゆる通常のコンピューター室のコンピューターの更新に使われています。</p>

	<p>だから、3分の1ぐらいかもしれません。我々としては正しく使いたいというのが本音です。この後5年間、交付税措置されますので、乗り遅れないようにしていかないと、ますます遅れてしまうという現状だと思います。ほかにご意見いかがでしょうか。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いい説明をいただきまして、ありがとうございます。堂々と粛々と進めてください。これは当たり前なことだと私は思っている。何をちゅうちょしているのかなど。もう世界がそういう方向に進んでいるのに、佐渡にいて、それとかかわりなく生きるというわけにはいかない。新しいものを取り入れながら、その世界でも活躍できる人材をつくってほしい。教科書の中にもデジタルコンテンツがある、資料が添付されるものがどんどん増えていくわけですから、デジタルを活用しながら、小さな島の子どもたちにもっと大きな夢を描くような動き方をしなきゃいけない。ぜひ進めてください。 ・ ただし、先ほどからの情報モラルの件、それから後で出るようですけども、請願にあるような内容については、きっちりと払拭できるように進めていただきたいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。ほかはいかがですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 信田委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私も仲川委員の意見に賛成です。やはり子ども番組とかいろいろ見えますと、本当に今の子どもたちというのは映像から流れる刺激、いろいろありますけれども、わかりやすいのはもちろんあるんです。実際に学校の先生方がふだんの授業の中で教材にいろいろな工夫をされたり、準備をされたりしていると思うんですけども、それが一つしっかりできたもので、それでまた拡大ができたというように、それが何回も確認ができたという、それが今のデジタルの時代のメリットそのものだと思いますし、本当にICT教育という導入の請願書ということもあるので、うんって思う方もまだまだあると思うんですけども、やはりこの時代だからこそ、先生方も労力、教材の準備も削減、軽減できるということであれば、その時間を本当にもっと子どもたちにもいけるんじゃないかなという思いがします。ぜひ導入を進めていただきたいと思います。お願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。ほかはいかがですか。質疑なしということでもよろしいですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ では、次に協議事項2、不登校児童生徒制度への対応について、事務局の説明を求めます。山本教育指導主事、お願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山本教育指導主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よろしく申し上げます。学校教育課における不登校児童生徒の対応について説明させていただきます。 ・ 不登校の未然防止、解消のためには、子ども若者相談センター（以後、子若と表現させていただきます。）等との連携が有効と考えます。まず、子若との連携は次のとおりです。子若で支援していた幼児が小学校に入学するときには、支援の経過を小学校に提供します。また、不登校やその傾向にあった生徒が中学校を卒業するときには、これまでの支援の経過を子若に引き継

<p>・ 渡邊教育長</p>	<p>ぎます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、不登校未然防止、早期発見、早期対応、学級への復帰のための取組について説明します。文部科学省が毎年度末に実施している問題行動等の調査によりますと、不登校の主な要因は友人や級友との人間関係、学力不振、家庭環境の3つです。そこで、各学校では、わかる授業、参加しやすい学校行事や活動を目指し、教師の授業力の向上、UDLへの配慮などに取り組んでいます。市教委では、学校支援訪問、各種研修会の開催などの支援を行っています。また、各学校では相談機能の充実のために毎日の生活ノートの点検、「子どもとともに1・2・3運動」の実施などを確実に行っていきます。 ・ 次に、不登校傾向、不登校児童生徒への対応のための取組について説明します。学校では、児童生徒の欠席の様子や保護者からの連絡により、登校しぶりによる児童生徒を把握します。登校しぶりの児童生徒がいたときには、学校では不登校対策委員会等で学級や授業、部活動等の様子の把握、登校しぶりの要因と対応の協議をします。そして、登校しぶりの要因への対応を行います。具体的には、学級の受け入れ態勢の整備、定期的な家庭訪問、保護者との連携などです。学校に登校できない状態が長引く場合には、児童生徒、保護者に適応指導教室「あすなろ教室」を紹介し、学校や適応指導教室等に行けない場合には、不登校訪問指導員による支援を進めています。さらに、学級復帰に向けては、スクールカウンセラー、学校派遣カウンセラー、心の教室相談員の活用、学習の遅れへの支援、そして学校での様子を報告するなど保護者との連携が大切になってきます。必要に応じて子ども若者課、医療機関、アフタースクールと連携します。 ・ 次に、市教委と子ども若者課との連携についてです。昨年度、不登校ひきこもり対策プロジェクトを立ち上げました。本年度は支援校への支援を積極的に行っています。具体的には支援校でのケース会議に子ども若者課の職員、市教委の教育指導主事も参加して不登校の要因の洗い出し、家庭状況の把握、学校・学級の人間関係の把握、個別の支援計画に基づく協議を行いました。そして、個別の支援計画に基づく支援として、市教委では放課後学習等への支援について公立学校退職校長会佐渡支部への依頼、心の健康チェックへの支援、子ども若者課では保護者への啓発と支援などを行っています。 ・ 以上のように子ども若者相談センターと連携し、不登校未然防止、解消に向けた支援を行っています。委員の皆様からご意見等をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。 ・ ただいま説明いただきました。皆さん、ご意見、質問等あったらお願いします。 ・ 今までこの不登校について、何をしているのか見えないという部分がありましたので、改めてこういうしていることをまとめながら、連携の様子が
----------------	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 山本教育指導主事 	<p>見えるような形で、また一步進めております。今年度不登校ひきこもり対策プロジェクトということで子ども若者課との連携を明確に位置付けるということでもあります。支援校でのケース会議の実施は、5月31日までですから、おおむね終わっているのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全部終わっています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 山本教育指導主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その様子、ちょっと伝えてもらえますか。 ・ それぞれの学校で、やはり本当に一生懸命取り組んでくれています。その中でも不登校の要因として、特に家庭環境で苦勞している学校がたくさんありました。ですので、子若の職員と一緒にいくことによって、家庭での様子を把握し、そしてこのような形でこの家に入っていきたい、また市教委の方でも学習面の遅れでやはり悩んでいる子どもがいる、実際授業にスムーズに入っていきにくいお子さんがいるということですので、そういう学校に対して市の方でも学習支援員等を配置しておりますし、必要に応じて私の方も訪問しますという話になっております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いかがでしょうか。 ・ ちょっと聞き方が悪かったのかもしれませんが、1ページ目の解説その1、心の健康チェック、2つ目の点のところ以小中連携校を除く小学校4年生から中学生を対象に実施し、全校でやっていたというふうに認識はしていたんですが、あえてなぜプラスがあるのか、それが1点。 ・ それから、裏のところ、新規で特に子ども若者相談センターとの連携で支援校が記載してありますが、新規ですから、ほかの学校はこれから増えていくんだろうと思うのですが、どういう見通しでしょうか、2点お願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山本教育指導主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ まず、1点目の心の健康チェックについてです。小中連携校を除く小学校4年生から中学校3年生までで実施しています。プラス希望する学校という表現を使っておりますのは、対象外の学校でも希望する学校は実施できるということです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 ・ 山本教育指導主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ わかりました。 ・ 2点目です。 ・ 市内の全ての小中学校に支援はしています。心の健康チェックや担当指導主事が訪問しています。その中でも幾つかの学校を重点的に支援する学校として4校選ばせてもらいました。この4校の取組を紹介することによって、それぞれの学校も不登校の未然防止に取り組んでもらいたいということで、特に力を入れて訪問する学校は4校です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 ・ 山本教育指導主事 ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうすると、確認ですが、不登校児童生徒への対応というよりも、未然防止も含めてということですね。 ・ はい。 ・ わかりました。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つ今の件で補足をします。実は支援校4校を決めるに当たりまして、1つ考慮した点というのがありまして、それは県の方の人事措置で不登校のための加配教員がついている学校は中学校2校あります。ここには人的な加配が1人ついているので、まずその加配教員を中心に学校のシステムをしっかり頑張ってもらおうと。そういう加配のついていない学校で不登校が多い学校、あるいは昨年と今年を比べてちょっと急に増えてきたような学校の方を子ども若者課と学校教育課の担当の方で相談していただいて、重点校という形で選ばせてもらったと。ですので、ここに名前が挙がってきている学校については、今のような経緯の中で選ばれてきた4校というふうにご理解ください。 ・ ほかにございますか。 ・ 質疑なし ・ なければ、これで協議を終了とします。もし質問がありましたら、いつでもお声がけいただければと思います。 ・ では、日程第6、報告事項に入ります。報告事項1番、平成29年佐渡市小学校NRTの結果についてです。 ・ 事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これにつきましても本来であれば担当である後藤指導主事から直接説明させるところですが、本日不在のために私がかかわって説明します。 ・ 説明につきましては、別刷りのカラー印刷、3枚つづりのもので説明をしたいと思います。その後、質問等をいただいた後ですが、個別の学校データについても、今日お示しします。そちらについてもぜひ質問、ご意見をいただきたいと思っておりますが、その分については秘密会という扱いにさせていただきたいと思っておりますので、まずは全体的な部分の説明をさせていただいた上でご質問がありましたらいただきたいと思っております。 ・ では、1枚目の上は表題ですが、下の一覧表から説明をします。数値はこれ小学校です。佐渡市小学校全体の偏差値平均です。50が全国水準です。括弧内は前年度28年度の数値です。矢印は同一児童集団での変化です。小学校においては、全国水準より高い学力を維持しています。国語、算数においては、佐渡市の目標値である平均偏差値53を全部の学年で上回っています。 ・ 2ページに移ります。上のシートです。こちらが中学校の結果です。平成29年度は全ての教科、学年で平均偏差値50を超えました。特に前年度、全学年で50を下回っていた数学で50を全学年が上回ることができました。 ・ 下のシートは、個々の学校における目標偏差値達成の状況です。先ほども触れましたとおり、佐渡市では29年度、小学校では53以上、中学校では50以上を目標としていました。小学校では国語、算数で約7割の学校で偏差値53を上回っています。53を下回った学校は国語で7校、算数で6校でしたが、そのうち50を下回った学校は国語1校、算数2校でした。社会、理科は53を上回った学校の割合が約半数であり、国語、算数に比べると達

成率が低かったです。社会、理科における学力向上に向けた授業改善を一層充実させる必要があります。

- ・ 中学校は、目標値 50 を上回った学校の割合が国語、社会、理科で約 7 割から 8 割であるのに比べ、数学、英語が 5 割から 6 割と低いです。各校における継続した取組が必要です。
- ・ 3 ページに進みます。上が 28 年度、前年度の目標平均偏差値の達成状況です。28 年度と 29 年度の達成率を比較すると、29 年度は中学校の数学の達成率が向上しています。28 年度に佐渡市教育委員会が実施した数学学力向上プロジェクト、29 年度から配置された県主体の数学学力向上専門監事業の成果があらわれてきていると思います。
- ・ 下のグラフですが、佐渡市小学校の過去 10 年の偏差値平均の推移をあらわしています。小学校では平成 24 年度以降、国語、算数で 53 以上を維持しています。各校における授業改善の取組成果と言えます。
- ・ 4 ページに進みます。上のグラフは中学校の推移です。中学校は平成 24 年度を境に向上が見られ、昨年度全ての教科で 50 を超えました。これは小学校で高めた学力を中学校でしっかりと引き継いでいる成果だと考えています。
- ・ 下の表です。知能偏差値との関連です。アンダーアチーバーを前年度よりふやさないということも佐渡市の学力目標の一つです。アンダーアチーバーとは、右下にも記載してありますが、学力偏差値と知能偏差値を比較して知能偏差値よりも学力偏差値が下回っている子どものことをいいます。29 年度は中学校の全ての教科で前年度の割合を下回りました。特に数学、英語は 10%と大きく下回りました。引き続き一人一人の学習状況を把握し、個に応じた学習支援を全校体制で行えるよう、各校に支援をしていきます。
- ・ 5 ページです。今年度の佐渡市の学力に関する目標と施策について記載してあります。上段が佐渡市の学力目標で、NRT については引き続き偏差値平均、小学校 53 以上、中学校 50 以上、そしてアンダーアチーバーを前年度よりふやさないことを目標とします。全国学力・学習状況調査につきましては、向上傾向にあることから、小学校で前年度全ての教科科目で全国平均以上としていたところを、全国平均プラス 0.5 以上、中学校は前年度は国語は全国平均以上、数学は全国平均マイナス 0.3 以上としていたところを本年度は全ての教科科目で全国平均以上というふうに目標を上方修正しました。
- ・ 下の段です。この目標を達成するための佐渡市の教育施策が書かれています。佐渡市教育委員会としてこのような取組を行っていき、佐渡市の児童生徒の学力向上、そして指導する学校の先生方をサポートしていきます。特に⑤の家庭学習習慣の確立に向けては、昨年度早稲田大学教職大学院教授の田中先生を講師に研修を実施しました。教育委員会では、田中先生が提唱する「家庭学習力アンケート、レーダーチャートを活用した取組」を推奨しています。この取組についての研修会を実施したり、これにつきましても一緒にやってくれる学校を募集して一緒に取り組んでいったりしています。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今説明をいただきましたが、質問、ご意見ありましたらお願いします。 ・ ちょっとこの数字の読み取り方についてお願いします。 ・ 1 ページ目の数値については、これは平均偏差値になろうと思うんですが、偏差値を出すときは各学校の構成員、個人の平均を出すんですね。市全体を出すときには個人平均をまとめた平均ですか、それとも学校をベースにした学校平均の平均ですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 ・ 仲川委員 ・ 山田学校教育課長 ・ 仲川委員 ・ 山田学校教育課長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いえ、個人平均です。 ・ 個人平均ですか。 ・ はい。佐渡市の受験者全員の分がデータとなって、佐渡市の偏差値という形で業者の方からもってきているものです。 ・ そうすると、学校は関係なくなるということね。 ・ そうです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ もう一点、このテストはたしか私立小中学校と国立小中学校は入らないデータじゃないかと思うんだけど、そうでしょうね。 ・ NRTに関しては、実施している学校のデータをもとに、数年前に偏差値というのが決まるんです、たしか。要するにその年やったテストの偏差値というのは、数年前からのデータの蓄積で設定するものという、そういう形になっています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 佐藤委員 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員は長い経験をお持ちですが、国公立、私立、参加していませんでしたね。 ・ 入っていない学校もかなりあります。 ・ ですね。そうすると、いわゆる全国で見た場合に上位層の一部がすぽっと抜けるという現象が起こって、全体の読み方としては、50 は日本全国の真ん中というよりも、真ん中より少し下なんだという考え方の方が読み取り方としては間違いが少ないと思うんです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 ・ 仲川委員 ・ 山田学校教育課長 ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立学校でもNRTを実施していない学校が恐らくありますので、そのあたりについては、実施している学校というのはどの範囲かというのはしっかり調べていないですが…… ・ 正確なことはわからないね。 ・ はい、ちょっとそれは捉えられないところがあります。 ・ 今申し上げた状況はこれまでも同じだと思いますし、そういう中でも50を切っていて大変さらに大きな課題だったわけですが、確実に向上しているとか、頑張っておられる成果が出ているなど、こういうふうに見せていただきました。 ・ そういった中で、より向上してもらいたいという気持ちから、後ろから2枚目の先ほど話のありました29年度学力偏差値と知能偏差値との関連という点で、小学校、かなり高いという、中学校よりもやや高めに出ている。

<p>・ 山田学校教育課長</p>	<p>オーバーアチーバーの割合が中学校よりも多いわけでありませう。要するに子どもたち自身が背伸びとは言いませんが、一生懸命自分の力を発揮していると、こういうことをして逆に言うと、中学校の方が小学校に比べるとアンダーアチーバーが多い。つまり実力を発揮していない生徒の割合がまだ伸びしろがあるというふうに前向きに私は読ませていただいております。そういう中で着実に伸びているということです。5人に1人がアンダーアチーバーという、国語はいつもよかったと思うんですが、まだまだ夢が描けるなど、伸びしろがあるなど、こういうふうに考えて期待しているところです。感想ですが。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それで、最後のページのところで、1つ、家庭学習の習慣確立、これも成果が出ているんだろうなど、具体的な研修をされたということですが、英語がもうちょっと力をつけてほしいなど。数学はもちろんですが、そういう中で8番のALTの巡回指導というのは各中学校にALTを配置して、小学校にも行っていましたよね。具体的には巡回指導というのはどういうことなんでしょうか。
<p>・ 佐藤委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ALTに各学校を巡回してもらって、英語の時間には基本ALTも一緒になってほぼできるような状況をつくろうということで頑張っけて配置しています。小学校は今年度から移行措置ではありますが、英語の授業が始まりましたので、そこについてはほぼ100%つけています。中学校も英語の時間、できるだけつけられるようにということで配置をしています。今年度さらに指導主事も工夫してくださったのが、今までALT、どうしても中学校は中学校、小学校は小学校という感じだったんですが、中学校区で同じALTを回すという形にしたんです。そうすると、結局小学校から上がっていく者たちをALTも異動しますから一概には言えないんですが、例えば何年かいていただく中に引き続き中学校に上がっても継続的に見てもらえる。人間関係も含めてそういう関係をつくれるようにということで、中学校区単位での英語の研修がALTがそういうふうに巡回することによって、さらに連携しやすくなるということで、その辺の効果を狙って頑張っているところです。
<p>・ 山田学校教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ としますと、小中学校の間での巡回という意味なんですか。 ・ できるだけそういうふうにします。
<p>・ 仲川委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ いい資料をありがとうございました。 ・ 最後の教育施策の中の③番の学力実態調査結果分析についてです。非常に大事なことで、今は結果分析をしたその生徒へのフィードバックはどのようにされているんですか。
<p>・ 山田学校教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今のは個別にという話ですね。
<p>・ 仲川委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田課長は現場から来たわけだけれども、具体的にはどういうふうにしていらっしゃるんですか。
<p>・ 山田学校教</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当然ですけれども、学校として、あるいは学年として、学級として弱い部

<p>育課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 山田学校教育課長 ・ 濱田管理主事 ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 山田学校教育課長 ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<p>分が出てきますので、それをちゃんと踏まえた指導の改善というところを持っていくということで分析をフィードバックするということはしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これを踏まえて、個人面談のようなことはなさっているんですか、小中学校では。 ・ N R Tに特化したことはないですが、個別面談の中で数字は話しませんが、ある程度こういう傾向ですよと、英語がすごくよくなっていますよとかというふうなことを保護者との間で共有したりすることはあります。保護者に返す資料もあるんですけども、そこも生々しい数字は載っていない形で配慮されたものが配られますので、それをお渡しするという形にしています。 ・ 私はついこの間まで現場にいましたが、個別と全体があります。個別に関しては、テスト終わった時点で大体わかるんですよね、どういうものができなかったかということ。そして、それについて個別に指導します。ただ、残念ながら大体1月の終わりぐらいにテストするんですけど、それで2月、3月の短い期間ですけども、必ずそこでちゃんとできなかったことを何ができなかったかと押さえていますので、そこで個別に指導したり、授業で取り上げたりとかして次の学年に上げるようにしていますし、課長がおっしゃるような全体的な傾向もつかんで、大体同じ問題は間違いがあるんです。そういった傾向を教師は次の授業の改善に生かしていくということで、ただ口だけじゃなくて、ちゃんとこういう傾向があるということを教科書の指導書に貼ったりとかして残したりとかしてやっていった結果がこれは少し出たということなんですけども。 ・ ほかにいかがですか。よろしいですか。 ・ 質疑なし ・ では、報告事項の2、学校情報についてお願いします。 ・ 【秘密会】 ・ あとはよろしいですか。 ・ 異議なし ・ では、3番目の報告事項ですが、請願書についてお願いします。 ・ これは、本日お配りしましたので、全部目を通しておられない方があるかもしれませんが、後で見てください。 ・ 本請願書につきましては、全く同じ内容のものが佐渡市議会議長宛てに提出されていますので、6月議会でまずは対応するということになります。その6月議会の対応を待って、また必要があれば皆様方にも何かお諮りすることがあるかもしれません。本日は、このような請願書が出ているということだけ報告させていただいて、終わりにしようかと思っています。 ・ 内容は、またご覧をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。 ・ 異議なし ・ では、日程第7、次回の定例会の開催についてです。 ・ 事務局の説明を求めます。学校教育課長。
---	---

<p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 【6月29日、金曜日で提案し、各委員の都合を確認した。】・ 以上で平成30年第8回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。・ ありがとうございました。お疲れ様でした。 <p style="text-align: right;">午後5時17分終了</p>
----------------	---